ベルギー　第2・3回審査　質問事項前GRIPパラレポ　（JD仮訳）

2019年2月

**GRIP（すべての障害のある人の平等権の実現のために）**

Submission to the XXI session of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities

List of issues prior to reporting for Belgium

Submission by GRIP | February 2019

………............................................................................
GRIP vzw | Vooruitgangstraat 323 | 1030 Brussel

T. 02/214 27 60 | info@gripvzw.be | [www.gripvzw.be](http://www.gripvzw.be)

目次

我々の紹介

はじめに

ベルギー・フランドル地域での障害者権利条約の実施：概観

1－4条：目的、概念、一般原則と一般的義務

5条：平等と非差別

8条：理解の促進

19条：自立生活と社会参加

24条：教育

27条：雇用と雇用機会

28条：相当な生活水準と社会的保障

31条：統計とデータ収集

32条：開発協力

33条：国内実施と監視

**我々についての紹介**

GRIP（Gelijke Rechten voor Iedere Persoon met een handicap - すべての障害のある人の平等権のために- Equal Rights for Every Person with a Disability）は、フランドル地域の障害のある人のための市民権団体である。GRIPは、社会や政策に影響を与えることで、障害のある人の機会均等と権利の平等を促進することに努めている。

我々は過去において、「人権と障害のある人　フランドル地域シャドウレポート(ベルギー) 2011」と、ベルギーのフランドル地域におけるCRPDの実施に関するいくつかの報告を提出した。

今回の報告は、ベルギーのCRPDの遵守状況に関する最新情報のまとめと、簡易方式の報告手続きのために推奨された質問で構成されている。

**この報告の連絡先**

Patrick Vandelanotte

GRIP vzw - Vooruitgangsstraat 323, 1030 Brussel

(0032 2) 214 27 60/ patrick@gripvzw/ www.gripvzw.be

**はじめに**

ベルギーは、2007 年 3 月、国連障害者権利条約とその選択議定書に署名した。これらの文書は2009年7月2日に批准された。ベルギーは、2011年7月にCRPDに初回報告を提出した。そして、2014年10月3日、CRPDはベルギー国に対し、初回報告に関する総括所見（CO）を提示した。

簡易方式の報告手続きに基づく、ベルギーの締約国報告の初回期限は2019年8月2日である。簡易方式の報告手続きによるものを含む定期報告では、前回の総括所見に含まれる委員会の勧告の実施状況や、締約国で発生した新たな動向について報告することが求められている[[1]](#footnote-1)。定期報告を作成するために、委員会は提出前の質問事項（LOIPR）を公表している。本報告で、GRIPはこのLOIPRに関するいくつかの提案を委員会に提示したいと考えている。以下、これらの質問を、特定の条項に関する最新情報のまとめとともに紹介する。

**ベルギー・フランドル地域での障害者権利条約の実施：概観**

GRIPは、障害者権利条約（CRPD）の批准後、様々なレベルの政府で、小さな新しい取り組みがいくつかあったことを承知している。具体的な例としては、「愛の値段」[[2]](#footnote-2)（パートナーの収入のうち統合手当の計算で考慮される部分）の免除の拡大や、生徒の教育を受ける権利に関する「刷新政令」（および2012年のその改正）[[3]](#footnote-3)などがある。これらの措置は、条約の受け入れに前向きであることを示している。

しかし、GRIPは懸念も表明しなければならない。政策立案者もメディアも、CRPDの基礎となる考え方への対応に、ときに苦慮しているように見受けられる。望ましい状況と実際の状況との間には、依然としてかなりの距離がある。我々は自問しなければならない。関係者は実際に、国連条約に詳述されている原則を適用する準備が十分にできているのだろうか？

例えば、インクルージョンの概念をどのように解釈するかについて、厄介な政治的議論に陥りがちである。GRIPでは、CRPDや一般的意見に沿って用語の意味を明確にするよう努めている。国連条約の用語は法律や規則に盛り込まれているが、それでも依然として医学モデルが支配的である。

**1－4条：目的、概念、一般原則と一般的義務**

ベルギーとフランドル地域では、障害のある人の権利を実施するための統合されたまともな計画や戦略はない。政策は、いろいろな行政の政策立案レベルや政策分野に渡って断片的である。これがCRPD適用の首尾一貫したアプローチを妨げている。新しい政策展開は、必ずしも国連条約に準拠していない。関係者は、重要な概念を独自に解釈することがよくある。

例えば、個人資金（Personal Funding, PF）政令（PVF）に基づく新しい資金調達システムは、第19条の実施と解釈されている。GRIPは、複数の理由でこれに異議を唱えている。PF政令は、自立生活のための戦略的な手段ではなく、方法も十分ではない。また、教育政策の分野では、フランドル地域は特殊教育のための制度を別建てで運営し続けている。

フランドル障害諮問委員会が、2018年11月から初期の立ち上げ段階に入っている。この委員会は、暫定的なプロジェクト補助金を基に設立された。この委員会は、政策の準備、監視、評価のときには、その中に構造的に組み込まれる必要がある。

**提案された質問　第1～4条**

1.　既存の法律とCRPD（総括所見CO5）[[4]](#footnote-4)との調和を図るために、どのような努力をしてきたのか？

a. CRPD との調和の観点から、各当局はどのような独自の取り組みを行ったのか。

b. CRPDとの調和を図るために、各当局は共同でどう取り組んでいるのか。

c. これらの取り組みの結果はどうなったのか。

2.　新しい法律をCRPDと体系的にクロスチェックするために、どのような戦略的手段が用いられたのか。

3.　特に障害のある人に関して、国はどのような法律を作り、運用してきたのか。

4.　国のどのような一般的な法律や取組みが、障害のある人にプラスの効果をもたらしたのか？

5.　すべての政策分野および行政レベルにおいて「障害」の明確で簡潔な定義を確立するために、国はどのような措置を講じているのか。

6.　政策立案への障害のある人の有益な参加を確保するために、どのような取り組みが行われているのか？(総括所見9)?

7.　政策決定プロセスへの有益な参加を確保する取り組みを構造的に組み込むことを、どのように保証できるのか？(総括所見10)

**5条：平等と非差別**

社会全体、特に障害のある人自身の間であっても、人権モデル、障害の権利、そして障害のある人の具体的な権利についての認識がほとんどない。これは、障害のある人への差別を助長しているのかもしれない。公的な場での障害者差別に関する訴訟は、これまで比較的小さな数にとどまっていた。

障害というテーマ（職場での支援や合理的配慮を含む）が、人権や差別禁止と結びつくことは依然として非常に少ない。

訴訟は（多くの場合、Unia（連邦機会均等センター）[[5]](#footnote-5)の指導で、あるいはUniaの支援を受けて）、主に雇用や商品・サービスへのアクセスの分野における差別に関するものである。合理的な配慮は、すべての状況で一貫して提供されているわけではない。合理的配慮についての認識や情報が不足していることが多い。現行法では、合理的配慮の拒否が差別にあたることが十分には明確にされていない。

**提案された質問　第5条**

8. 障害のある人への差別をなくすために、どのような努力がなされているのか（例えば、住宅市場に関して）。

9. 合理的配慮を受ける権利を強化するために、各行政レベルでどのような努力がなされているのか。

a. 合理的配慮は、法律上および実務上どのように強制されるのか？

b. 合理的配慮の拒否を実際の差別と同等にし、合理的配慮の拒否をさせないようにするために、国はどのような努力をしているのか。

10. 他の市民と比較して障害のある人の平等と非差別を測定するために、どのような具体的方法が開発され、適用されているのか？

**8条：理解の促進**

一般的に、障害のある人の能力や社会的貢献に対する認識のパラダイムシフトはほとんど存在していないと言える。フランドル地域の障害に対する考え方は、主に医学モデルに基づいたものにずっととどまってきている。国連条約の認識を高め、パラダイムシフトを図る戦略はない。これまでGRIPとUniaはCRPDに関する様々なキャンペーンを行ってきた。我々は、政府が国連条約に関する効果的な意識向上キャンペーンを開始するのを待ち望んでいる。

機会均等フランドル（Equal Opportunities Flanders, Gelijke Kansen Vlaanderen)が行ったキャンペーン（2013年の「障害のある人は普通の人[[6]](#footnote-6)」、2016年の「ユニバーサルデザイン・ウイーク[[7]](#footnote-7)」）では、国連条約や人権に基づくモデルへの明確かつ正確な言及はなかった。

メディアでは、障害へのアプローチはゆっくりとではあるが進んでいる。しかし、一部で期待されているテレビ番組（「この道の向こうに」や「受賞者について」）でも、まだパラダイムを完全には変えていない。

**提案された質問 第8条**

11. この条約が示すパラダイムシフトを達成するために、国はどのような努力をしているのか（総括所見19）？

12. 国は、パラダイムシフトを実証するどのような結果を提示できるのか？

13. 条約の内容に関する意識を高めるために、国としてどのような戦略を立てているのか。

a. どのような意識向上キャンペーンが実施されたのか。

b. その戦略の結果はどうなったのか (総括所見 18) ？

14. メディアにおける障害のある人の描かれ方について、詳細な情報を提供してください（総括所見 19）。

15. 障害のある人についてより良いイメージを披露する必要性をメディアに認識させ、メディアの自然な認識対象（風景）に障害のある人を含めるために取られた措置について、詳細な情報を提供してください（総括所見 20）。

**19条：自立生活と社会参加**

2014年4月24日制定の「障害のある人のための個人資金調達および障害のある人のケアとサポートにおける資金調達方法の改革」に関するフランドル地域の政令（PF-政令[[8]](#footnote-8)）およびそれに関連する施行令は、フランドル地域におけるケアとサポートの資金調達の手順を定めている。これらの政令がもたらすプラスの面としては、直接資金提供の可能性が拡大することがある。一方で、これらの政令は施設の管理を厳格化する。施設はもはや自動的に政府から直接資金を受け取ることはない。

PF政令は、個人資金調達を2つのステップに分けている。第1ステップ（1）の基本支援予算（BSB）（BasisOndersteuningsBudget：BOB）と第2ステップ（2）の個人予算（PB）（PersoonsVolgend Budget：PVB）である。

第2ステップは、計画段階で予算を機関から切り離し、個人に割り当てることを意味している。

しかし、この政令の施行過程でフランドル地域政府は、実際の支援の必要性に応じた適切な支援を受けるための強制力のある権利を含まない、抜け道を作り出そうとしている。

BSBは、最低限の固定額（誰にでも同じ）を提供しているが、多くの場合、実際の介護費用を賄うには不十分である[[9]](#footnote-9)。障害のある子どもの場合、フランドル地域では、BSBの導入に向けて少しずつスタートしているに過ぎない。供給サイド重視のサービスには引き続き力が注がれているが、これらのサービスは、実際の支援ニーズに対する必ずしも適切な答えになっていない。

子どもについては、PF-政令のステップ2がまだ実施されていない。また、PF政令は、待機者が多いという問題を解決していない。待機者問題は継続しており、支援を受ける権利の侵害となっている。ベルギー国内の複数のレベルの政府は、不十分な財政投資のために、正当な支援の申請に対して合理的な期間内に適切な対応を行うことができないことが多い。また、フランドル政府は、子どもおよび成人を対象に、直接利用可能な支援（Directly Accessible Help：DAH）（Rechtstreeks Toegankelijk Hulp：RTH）への出資を継続している。DAHは、供給サイド重視のサービスの一つである。

障害のある子どもは、個人支援予算（Persoonlijke AssistentieBudget：PAB）が提供されるよりも施設に入所している場合が多い。2017年、部門間地域優先委員会（Intersectorale Regionale PrioriteitenCommissie or IRPC）は、青少年向け施設サービスへの支援を2,288件新たに開始した一方、子どもへの新たなPABの割り当ては228件にとどまっている[[10]](#footnote-10)。施設入所の平均待機期間は、PABの平均待機期間の4分の1しかないため、分離への新たな道筋が拡大している。

PABを待っているすべての人のうち、10年から18年間待っている子どもは230人である！5年から9年間PABを待っている子どもは162人である。全体で574人の子どもと青少年が、PABを3年以上待っている[[11]](#footnote-11)。これらの数字は、部門間地域優先委員会が扱うケースのみである。GRIPは、障害のある子どもや若者の成長、支援、エンパワーメントにおいて、支給されたPABがもたらす肯定的な影響を重視している。したがって我々は、この長い待機期間をなくし、権利を持つすべての人の待機期間を短縮することを強く訴える。

障害のある人のための効率的な住宅政策はないも同然である。個人関連事項のためのフランドルインフラ基金（Vlaams Infrastructuurfonds voor Persoonsgebonden Aangelegenheden：VPA）を介して、居住ケア施設などに資源が投入されている。しかし、このことが選択の自由を妨げている。多くの障害のある人が居住ケア施設で暮らしている。施設を廃止す計画はまだない。国のすべての行政レベルは、脱施設化計画の中で、障害のある人が自立生活し、社会に完全に参加できるようなサービスへのアクセスを保証する必要がある（総括所見33）。

**提案された質問 第19条**

16. 多くの待機者の存在という厄介な問題をなくすために、国はどのような措置を講じているのか(総括所見33)。

17. 以下について詳細な情報を提供してください。

a. 自立して生活するのではなく、居住ケア施設で生活する障害のある子どもの数の推移。

b. 自立して生活するのではなく、居住ケア施設で生活する障害のある成人の数の推移。

18. 地域当局は、障害のある人（子ども、成人、高齢者）の集団的ケアにどの程度の財源を割り当てているのか？集団的ケアとは、施設、デイケアセンター、半居住施設、居住ケア施設のことを指す。

19. 地域当局は、パーソナルアシスタンス（家族介護のためのパーソナルアシスタンスやサービスとは異なり、現金資源で賄われるアシスタントを自由に選択できる1対1の支援）にどのような財源を割り当てているのか？

20. 異なる行政レベル（複数レベルで）は、構造改革、アクセシビリティ、意識向上などを含む、脱施設化のための戦略と具体的な行動計画を提示できるのか（総括所見33）？

21. 「施設でのケア」から「地域を基盤とするアプローチ」へと、どのような、そしてどのくらいの資源が移されたのか？地域を基盤とするアプローチでは、障害のある個人の希望や選好が尊重される。

22. 個々のニーズに応じた支援を受ける権利は、どのようにして法的に確立されるのか。

a. 適切な支援を受ける権利を行使するために、障害のある人はどのような法的資源を利用できまるのか。これには、申請手続きにおいて障害のある人の利益を守ることから、予算の配分までが含まれる。

b. 資源が限られている中で、国はどのような種類の支援の申請を優先させるのか。

23. 国は、パーソナルアシスタンス予算による支援を受けるよりも、親が子どもを早く施設に入れることが可能であるという事実を改める法律を、どのようにして確実に実施・施行するのか？

24. 青少年への在宅支援サービスへの直接資金提供の可能性はいつ頃検討されるのか？

25. 施設入所回避のためにどのような家族支援の取り組みがあるのか（総括所見35）？

**24条：教育**

特定の教育的ニーズを持つ生徒のための措置に関する2014年3月21日付の「近代化政令」または「M政令」[[12]](#footnote-12)、および関連する施行令は、障害のある生徒の教育がどのように組み立てられるべきかを規定している。この政令は、（その実施以降は）インクルーシブ教育が第一の選択肢であると規定している。その目的は、より多くの生徒が通常の教育システムで学校に通えるようにすることであり、その結果、特殊教育学校に通うことを余儀なくされる生徒の数を減らすことである。

特別な教育的ニーズを持つ生徒も、通常の学校に入学する権利がある。そのような生徒は、共通カリキュラム（通常教育の入学条件を満たし、それを示す証明書を持っている場合）、または個別適応カリキュラム（生徒のためのカウンセリングセンター（CLB）の、特殊教育制度への入学が妥当であるとの証明書を持っている場合）で学ぶことができる。それにもかかわらず、GRIPは、学校側が特殊教育への移行を望ましいとしたり、合理的配慮の提供を拒否する（資金、資材、人材の不足を理由に）ことが多いと見ている。また、GRIPは、フランドル地域政府とフランドル教育大臣が、通常の教育システムとは別に、特殊教育のための独立したシステムがあるという二重システムを前提に運営を続けていることにも驚きを隠すことができない。

教育大臣は、現行の二重システムを継続することは、CRPDのインクルーシブな視点に沿ったものであると繰り返し述べている[[13]](#footnote-13)。いずれにしても、フランドル地域やベルギーでは、あまりにも多くの障害のある生徒がいまだに特殊教育制度のような隔離された環境に置かれている。2018年11月7日の第一審裁判所の独立裁判官の判決は、入学する権利の適用に問題があること、支援の不足とその支援に条件をつける見方があることを指摘している。

**提案された質問 第24条**

26.　あらゆる形態の特殊教育をインクルーシブ教育に置き換えるという見通しに沿って、各地域はあらゆる教育レベルで、質の高い教育をどのように展開しているのか（総括所見36）。

27.　障害のある児童・生徒とその法的保護者・親の意向は、希望する学校への入学に関して、どのような法的根拠を持っているのか（入学する権利）？

28.　希望する学校が入学を拒否した場合、どのような制裁が科せられるのか？

29.　教育制度の中で、障害のあるすべての生徒に対して、十分かつ適切なサポートはどのように提供されているのか（総括所見37）。

30.　（障害のある子どもの）親の会や障害のある子ども自身の教育政策への構造的な関与を高める／実現するために、どのような措置がとられているのか？

31.　特殊教育のための分離したシステムの存続について、ベルギーと各地域政府機関の立場についての情報を提供してください。

**27条：雇用と雇用機会**

「フランドルのインクルージョンの鏡2016年」（Inclusiespiegel Vlaanderen 2016）[[14]](#footnote-14)で GRIPは、10年（2006―2016）の期間設定で様々な指標を比較している。その第2章では、2007年と2015年の実際に雇用されている一般人口の割合と比較した障害のある人の雇用率の指標を比べている。障害のある人とない人の間の雇用率の格差はずっと広がったままである。

政府の施策は、インクルーシブな雇用を前提としたものではなく、一般労働市場での支援は不十分である。

専門的・学術的な訓練を受けた雇用面の障害のある対象者には、偏見と闘い、機会均等を促進するための特別な関心を高めることが必要である。実務的な訓練を受けた障害のある従業員については、隔離がいまだに強化されていることが極めて多く、シェルタード・ワークショップ（保護作業所）が第一の選択肢とみなされることが多い（例えば、シェルタード・ワークショップへの政府契約者は雇用数に含まれている）。

このようななかで、フランドル地域の支援ボーナス（FSB）（Vlaamse OndersteuningsPremie：VOP）[[15]](#footnote-15)は望ましい施策であると思われるが、いくつかの欠点もある。

いくつかのグループにはFSBの受給資格がなく、FSBの申請には煩雑な手続きが必要であり、また、合理的配慮に十分な焦点が当てられていない。

個別職業支援の覚書草案は、個々人に合わせた雇用支援パッケージを必要とする従業員の個別対応に向けた一歩となるようである。この草案では、職場での研修、職場での支援、給与ボーナスという多様なモジュールが検討されている。残念ながら、この草案は、例えば政令などにはさらに詳しい説明はない。

現在、どの政府機関も、その職員の中での障害者雇用率の目標値を達成していない。フランドル地域と連邦政府の目標値はともに3％である。雇用率はフランドル政府では1.4%にとどまり[[16]](#footnote-16)。連邦政府も1.37%にとどまっているが、次のような観察結果がある。2017年、5つの連邦組織が障害者雇用の目標数値である3%を上回った[[17]](#footnote-17)（2016年には6つ）。

障害のある起業家は、その活動を遂行するための支援をわずかしか受けていない。FSB（実際には、個人への追加予算）が低すぎる。障害のためにフルタイムでビジネスを運営することができない（できなくなった）起業家は、ビジネスの継続が難しくなる場合が非常に多い。したがって、支援金と起業を両立させることができるような施策が必要になる。

**提案された質問 第27条**

32.　一般労働市場における障害のある人の有給雇用の推移を数字で示してください。

a.　別建ての管轄を廃止し、一般労働市場で支援を充実させるために、どのような段階的な計画があるのか？

b.　恒久的な社会経済的監視システムの構築への努力はなされているのか？

33.　障害のある人が中等教育を卒業後すぐに一般労働市場にスムーズに移行させるという観点から、卒業直後の障害を補償するためにどのような措置がとられているのか。

34.　フランドル地域政府の個別職業支援に関する覚書草案をめぐる状況はどうなっているのか？

35.　委員会の勧告に沿って、障害のある人の割当雇用やその他の積極的措置はどのように展開されるのか（総括所見38）？

36.　すべてのレベルの政府当局は、障害者雇用に関してどのような模範を事例として示しているのか？

a.　 模範となる事例の役割は、どのように目標数値に変換され、雇用の数値動向に反映されているのか（総括所見 38）？

37.　民間部門と公共部門の双方で障害のある人の雇用の権利を守るために、2014年以降、どのような規制措置や奨励措置がとられたのか（総括所見 39）？

38.　国は、障害のある人の実質的な雇用という観点から、一般労働市場へのアクセスを促進する場としてのシェルタード・ワークショップの役割をどのように確保するのか？

a.　一般労働市場への十分な移行はどのように確保されるのか？

39.　職場における障害のある人への合理的配慮と支援はどのように確保されているのか？また、合理的な配慮や支援策を提供しない雇用主に、国はどのように制裁を加えているのか。

40.　障害のある人が支援金と起業・自営を両立できるようにするために、国はどのような措置を講じているのか。

**28条：相当な生活水準と社会的保障**

障害のある人は貧困に陥ることが多く、彼らの生活水準は不安定である。GRIPの出版物「インクルージョン、収入　今の、そして将来の尊厳のある生活のために」*[[18]](#footnote-18)*では、複数の障害のある人が自分の収入と生活水準について証言している。

連邦公共サービス、社会保障、障害者総局によって障害が認定されると、一部のケースでは（条件付きで[[19]](#footnote-19)）、手当または福利厚生（Bijstandsuitkeringen）と呼ばれる社会保護を受ける権利が与えられる。

ベルギーでは、(1)所得代替手当（InkomensVervangende Tegemoetkoming：IVT）と、特定のケースでは(2)段階的統合手当（IntegratieTegemoetkoming：IT）が支給される。

しかし、GRIPが明確に強く指摘しているように、（障害のある人の）多くの人が収入面であまりにも不安定な状態にあり、十分な社会的保護を受けていない。

所得代替手当は、標準的な最低給付よりも低額なことが多い。多くの場合、受給権のある人が何らかの雇用（低賃金の雇用や、パートタイムなどのいろいろな就労時間の一時的な雇用を含む）に就くと、手当が急激に減少してしまう。統合手当は、受給権のある人やその家族のパートナーが一定の（代替）収入を得ると、減額または停止される。上記のような問題があるため、障害のある人やその家族は、障害に関連する追加費用を家計から捻出しなければならず、そのため、貧困の深刻な悪循環に陥ってしまうことが多い。

障害に起因する追加費用の支払いを支援する障害固有の給付金を、雇用開始時や収入に関係なく継続することは、障害のある人の完全な社会参加を促進することにつながるであろう。

**提案された質問 第28条**

41.　ベルギーでヨーロッパの貧困ライン以下で生活している障害のある人に関する詳細な情報を提供してください。

42.　障害に起因する費用を補償するために、障害のある人（およびその家族）に提供される経済的支援の状況について、詳細な情報を提供してください。

43.　雇用開始時（パートタイム形態）の手当の減少を防ぐために、どのような対策がとられているのか？

**31条：統計とデータ収集**

2019年現在、CRPDの実現に関するデータ収集のための調整されたアプローチは存在しない。GRIPは、基準値（baseline）測定のための標準化された指標が用意されていないことを遺憾に思う。体系的な監視とデータ収集により、CRPDの実現状況を明確に把握できる。

**提案された質問 第31条**

44.　国はどのようにして、障害のある人に関する体系的かつ調整されたデータ収集を行うのか（総括所見 42）。

**32条：開発協力**

開発協力に関する政策には、障害のある人がほとんど関与していないことがわかる。GRIPは、CRPDと持続可能な開発目標（SDGs）との相互作用によって双方の価値が増すと考えている。条約は障害のある人に焦点を当てており、SDGsは障害のある人の人権の主流化を推進している。持続可能な開発目標は、拘束力のあるCRPDの規定を法律化して実施するための政治的枠組みや羅針盤の役割を果たすことができる。このようにして、国はすべての（障害のある）人のための持続可能な開発を促進することができる。

障害と開発協力に関するプラットフォーム（PHOS）は、連邦とフランドルの補助金を打ち切られ、2014年に解散した。このプラットフォームの目標を引き継ぐ組織はなかった。

PHOSの目標には、ミレニアム開発目標やその後の持続可能な開発目標に関する相手国との協定の起草、実行、監視に障害のある人を参加させ、インクルーシブな開発協力を目指すことが含まれていた。

**提案する質問 第32条**

45.　国とその様々なレベルの行政の視点から、持続可能な開発目標とCRPDを結びつけることで、どのような相乗効果が生まれるのか。ベルギーはそのようなつながりをどのように確保するのか。

46.　開発協力の政策に障害のある人を参加させるために、どのような取り組みがなされていますか。

**33条：国内実施と監視**

連邦内政府間の連絡先である「COORMULTI」（行政間調整会議）は、市民社会の関与を促すための十分な投資をしていない。これらの調整会議は、市民社会の重要なメンバーと協力するまでに至っていない。一方、Uniaは引き続きCRPDの実施を監督する任務を担っているが、国内人権機関からの「A」評価は受けていない。

評価「A」の地位を得るためには、Uniaをパリ原則を完全に遵守する国内の（ベルギーの場合は連邦間の）人権機関に変えなければならない。

**提案された質問 第33条**

47.　障害のある人および障害のある人を代表する団体は、様々なレベルの政府でのCRPDの実施および監視のプロセスにどのように積極的に関与しているのか？

48.　Uniaの地位に何らかの変化はあるのか？

49.　監督責任を負う組織であるUniaの独立性を確保し、経験に基づく専門知識を持つ人々からの意見をUniaの組織にとりいれるために、どのような方策が用意されているのか。

（翻訳：佐藤久夫、曽根原純）

1. Guidelines on periodic reporting to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, including under the simplified reporting procedure Adopted by the Committee at its sixteenth session (15 August-2 September 2016). [↑](#footnote-ref-1)
2. FOD SZ DG PmH, <https://handicap.belgium.be/nl/news/270718-prijs-liefde.htm>, consulted on 4 December 2018. [↑](#footnote-ref-2)
3. [https://codex.vlaanderen.be/ PrintDocument.ashx?id=1021962&datum =&geannoteerd=false&print=false#H1057370](https://codex.vlaanderen.be/%20PrintDocument.ashx?id=1021962&datum%20=&geannoteerd=false&print=false#H1057370), consulted on 13 December 2018. [↑](#footnote-ref-3)
4. CO is the abbreviation for ‘concluding observation(s)’. The observations were reactions of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, concerning the initial report from Belgium. [↑](#footnote-ref-4)
5. Unia is the Belgian independent public institution which combats discrimination and promotes equal opportunities. [↑](#footnote-ref-5)
6. *Gelijke Kansen*, <http://www.gelijkekansen.be/Praktisch/Campagnes/Mensenmeteenhandicap.aspx>, consulted on 4 December 2018. [↑](#footnote-ref-6)
7. *Gelijke Kansen*, <http://www.gelijkekansen.be/Praktisch/Campagnes/WeekvanUniversalDesign.aspx>, consulted on 4 December 2018. [↑](#footnote-ref-7)
8. Flemish Codex, <https://codex.vlaanderen.be/Zoeken/Document.aspx?DID=1024475&param=inhoud>, consulted on 4 December 2018. [↑](#footnote-ref-8)
9. L. Op De Beeck e.a. <https://www.vaph.be/sites/default/files/documents/evaluatieonderzoek-naar-de-implementatie-van-het-basisondersteuningsbudget/2018_07_rapport_11_ef12_vaph_bob.pdf>, consulted on 20 December 2018. [↑](#footnote-ref-9)
10. Vlaams Loket Jeugdhulp (Flemish Youth Aid centre), <http://jaarverslagjeugdhulp.be/2017/intersectorale-toegangspoort-jeugdhulpregie>, consulted on 4 December 2018. [↑](#footnote-ref-10)
11. Flemish Parliament, <http://docs.vlaamsparlement.be/pfile?id=1446812>, consulted on 5 February 2019. [↑](#footnote-ref-11)
12. Flemish Codex, <https://codex.vlaanderen.be/Zoeken/Document.aspx?DID=1024474&param=inhoud&ref=search&A> VDS=, consulted on 4 December 2018. [↑](#footnote-ref-12)
13. GRIP vzw, <https://www.gripvzw.be/nl/artikel/212/grip-is-verontwaardigd-over-de-uitspraken-van-minister-crevits>, consulted on 18 December 2018. [↑](#footnote-ref-13)
14. GRIP vzw See http://www.gripvzw.be/gelijkekansenbeleid/inclusie-meten/1198-persbericht-grip-inclusiespiegel-vlaanderen-2016.html [↑](#footnote-ref-14)
15. *‘The Flemish Support Bonus is a bonus for an employer who recruits (or has recruited) a person with a disability. The aim of the FSB is to promote the integration of people with disabilities into working life by compensating any extra costs and lower productivity that the disability entails for the employer. In this way, the Flemish government wants to make it more attractive for employers to hire and keep employing people with a (obtained) disability. A self-employed person with a disability can also apply for the bonus for himself*’. Translation from Dutch via the webpage Werk.be, <https://www.werk.be/online-diensten/vlaamse-ondersteuningspremie-vop>, consulted on 2 February 2019. [↑](#footnote-ref-15)
16. Government of Flanders, <https://overheid.vlaanderen.be/bedrijfsinformatie/personeelsleden-met-een-handicap-chronische-ziekte>, consulted on 4 December 2018. [↑](#footnote-ref-16)
17. Fedweb/Bosa, <https://fedweb.belgium.be/nl/nieuws/2018/tewerkstelling-personen-met-een-handicap-lichte-daling-2017>, consulted on 4 December 2018. [↑](#footnote-ref-17)
18. GRIP vzw, <https://cdn.digisecure.be/grip/20185251550726_inclusieinkomen.pdf>, consulted on 16 January 2019. [↑](#footnote-ref-18)
19. The conditions are: points in terms of reduced autonomy, family composition and income conditions. [↑](#footnote-ref-19)